

厚生労働省発基安 0 7 2 6 第 4 0 号

労働政策審議会

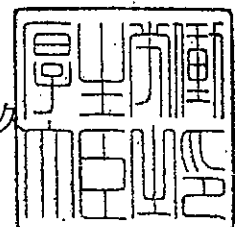
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

厚生労働大臣

田村 憲久



労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

一・二―ジクロロプロパンをその重量の〇・一パーセント以上含有する製剤等を、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物とすること。

二 健康管理手帳を交付する業務の要件

屋内作業場等において、一・二―ジクロロプロパンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等による印刷機その他の設備を清掃する業務に三年以上従事した経験を有する者については、健康管理手帳を交付するものとする。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 一・二―ジクロロプロパン等の追加等

一・二―ジクロロプロパン等（一・二―ジクロロプロパン、一・二―ジクロロプロパンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤等及び一・二―ジクロロプロパンをその重量の一パーセント以下含

有し、かつ有機溶剤と合わせてその重量の五パーセントを超えて含有する製剤等（四（二）及び五（二）において「一・二―ジクロロプロパン有機溶剤混合物」という。）をいう。以下同じ。）をエチルベンゼン等に追加し、特定化学物質障害予防規則の規定を適用するものとする。

二 一・二―ジクロロプロパン等に係る適用除外業務

一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、一・二―ジクロロプロパン等による屋内作業場等における洗浄又は払拭の業務（以下「一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務については、特定化学物質障害予防規則の規定を適用しないものとする。

三 一・二―ジクロロプロパン等に係る作業主任者の選任等

事業者は、一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任することとし、当該作業に労働者が従事するとき、必要な措置が講じられていることを確認させるものとする。

四 一・二―ジクロロプロパン等に係る作業環境測定の実施等

（一）事業者は、一・二―ジクロロプロパン及び一・二―ジクロロプロパンをその重量の一パーセントを

超えて含有する製剤等を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの空気中の濃度の測定等を行うものとする。

- (二) 事業者は、一・二―ジクロロプロパン有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う作業場については、当該有機溶剤の濃度の測定等を行うものとする。

五 健康診断の実施等

- (一) 事業者は、一・二―ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者、又は従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、業務の経歴、作業条件、一・二―ジクロロプロパンによる眼の痛み等の自覚症状又は他覚症状の有無、当該自覚症状又は他覚症状の既往歴の有無及び血清総ビリルビン等の検査項目について、雇入れの際又は配置換えの際及びその後六月ごとに一回、定期に医師による健康診断を行うものとする。

- (二) 事業者は、(一)の項目のほか、一・二―ジクロロプロパン有機溶剤混合物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、有機溶剤の特性等に即した項目について、医師による健康診断を行うものとする。

(三) 事業者は、(一)の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査、腹部の超音波による検査等の画像検査等の項目について、医師による健康診断を行うものとする。

六 一・二―ジクロロプロパン等に係る措置

事業者が一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者を従事させる場合には、有機溶剤中毒予防規則の規定を準用し、必要な読み替えを行うこと等とすること。

第三 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うものとする。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十五年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。